

## 箕面市見守りサービス導入に係る機器一式に関する質問に対する回答

平成28年12月2日

項	質問箇所	質問	回答
1	仕様書P.1	仕様書p.1の3の①「動作可能な状態で納品すること」とありますが、検知装置の設置および工事費用は今回とは別途費用という認識で良いのでしょうか？	お見込のとおりです。
2	仕様書P.1	また検知装置の設置および工事費用が含まれる場合、設置場所・方法などの条件をご教示下さい。	項1の回答のとおりです。
3	仕様書P.1	仕様書p.1の4「新入学生に発信装置を配布」とありますが、今回、発信装置は何個調達すれば良いのでしょうか？	新小学1年生への配布としては、約1,500個の発信装置が必要になります。また、在校生全員への配布も含めた場合の必要数量は、約12,000個になります。
4	仕様書P.1	発信装置は有料利用を希望されるかたのみに配布という形でよろしいでしょうか。	発信装置については有料利用を希望されるかたのみではなく、見守りが必要なかたに対して配布する予定です。
5	その他	2016年2月4日に御市から報道発表があった「見守りサービス実証実験」で利用されている「約500箇所に検知ポイントを設置してある受信器」や児童に配布済の「発信機」は、今回提供するサービスで利用できるのでしょうか？	本市での判断はできません。貴社が活用をお考えの場合は、貴社の責において「見守りサービス実証実験」の基盤を提供いただいている株式会社ottaと調整してください。